

岐阜市戦国観光プロモーション業務委託 事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

戦国武将ゆかりの地である本市のブランドイメージを高め、更なる誘客を図るとともに、地域活性化に繋げることを目的とした岐阜市戦国観光プロモーション業務を委託する事業者の選定を行います。

この実施要領は、本業務の委託事業者の選定を、プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で実施するために、必要な事項を定めるものです。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 岐阜市戦国観光プロモーション業務委託
- (2) 業務の内容 別紙（岐阜市戦国観光プロモーション業務委託基本仕様書）参照
- (3) 委託契約期間 契約締結日から令和6年1月31日まで
- (4) 選定方法 公募型プロポーザル方式
- (5) 予算限度額 4,060,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格等

(1) 条件

プロポーザルへの参加は、次に掲げる条件を全て満たしていることが必要です。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ウ プロポーザル参加表明書等の提出期限の日から契約締結の日までの間に、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和62年3月27日決裁）の規定による資格停止措置を受けていないこと。
- エ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する排除措置の対象となるものでないこと。
- オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと。
- カ 平成30年度から令和4年度までにおける、国、地方公共団体及び観光協会を相手方とした、周遊企画（謎解き、スタンプラリー等）の実績があること。

(2) スケジュール

- ア 参加表明書及び企画提案書の受付期間（公告期間）
令和5年4月21日（金）～5月29日（月）
- イ 質問受付
令和5年4月21日（金）～5月8日（月）
- ウ 質問回答期限
令和5年5月11日（木）

エ 審査

令和5年6月上旬（予定）

オ 審査結果通知

契約候補者の選定後、速やかに参加者へ通知します。

カ 契約の締結

令和5年6月中旬

キ 契約の終了日

令和6年1月31日（水）

※ 日程については、本市の都合により変更する場合があります。

4 提出書類等

(1) 参加表明書等の受付

参加表明書の提出をもって、この実施要領等の記載事項に同意し、参加表明があったものとみなします。

ア 提出書類及び提出部数（1事業者につき1提案とします。）

- ① 参加表明書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ② 暴力団等の関与のない旨の誓約書兼承諾書（様式2）・・・・・・ 1部
- ③ 経費見積書（様式3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
経費見積内訳書（様式任意 ただしA4サイズとする。）
- ④ 企画提案書（様式任意）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8部
- ⑤ 周遊企画（謎解き、スタンプラリー等）の実績（様式任意）・・・・ 8部

※ 各様式は、岐阜市ホームページにおいて入手できます。

※ この実施要領等全ての関連資料、書類様式等については、本プロポーザルにおける提案目的以外の目的による使用、複製及び転載を禁止します。

※ ④の書類については、(3)アを参照して作成してください。

※ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

※ 参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書（様式任意。代表者印及び辞退理由を記載のこと。）を提出してください。

イ 提出場所

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

岐阜市役所 ぎふ魅力づくり推進部 観光コンベンション課

ウ 提出書類及び受付期間

① 参加表明書及び企画提案書一式

・提出書類 アの書類

・受付期間 令和5年4月21日（金）～5月29日（月）

（午後5時30分までに必着のこと。）

※ 各受付期間のうち、土日・祝日は、受け付けません。

また、受付は、午前8時45分から午後5時30分までの間（正午から午後1時までを除く。）に行います。

エ 提出方法

- ① イの提出場所にアの提出書類を各受付期間内に持参又は郵送してください（電子メール

での提出は、受理しません。)。なお、郵送の場合は「配達記録郵便」等、配達記録が残るものとしてください。参加辞退届出書を提出する場合も同様です。

② ア④、⑤の書類は、正本1部と副本7部を調製の上、提出してください。

オ 提出書類の取扱い

- ① 受付期間後は、本市の同意なく提出書類に記載された内容を変更することは、認めません。
- ② 提出された書類は、一切返却しません。
- ③ 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがあります。
- ④ 提出書類は、本プロポーザルの目的以外の目的には使用しません。
- ⑤ 提出書類は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づく公開請求により公開する場合があります。
- ⑥ 提出書類に記載された個人情報、本プロポーザルの実施のみに用い、他の用途には用いません。なお、当該個人情報は、個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシー等の諸規定に準じて取り扱います。
- ⑦ 提出書類の内容について、別途確認することがあります。

(2) 質問受付及び回答

ア 質問方法

質問受付期間内において、質問書（様式4）を次の宛先に電子メールにより提出してください。その際の件名は、「岐阜市戦国観光プロモーション業務委託に関する質問」としてください。

岐阜市役所 ぎふ魅力づくり推進部 観光コンベンション課

kankou@city.gifu.gifu.jp

イ 質問受付期間

令和5年4月21日（金）～5月8日（月）

（5月8日（月）午後5時30分までに必着のこと。）

ウ 質問回答方法

質問に対する回答は、質問者を非公開の上、岐阜市ホームページにおいて掲載します。

なお、事業者選定に公平性を保てないと認められる質問の内容がある場合は、回答しないことがあります。また、質問に対する回答をもって、実施要領等の追加又は修正をしたものとみなします。

エ 質問回答期日

令和5年5月11日（木）

(3) 提出書類に係る留意事項

ア 企画提案書等について

別紙「岐阜市戦国観光プロモーション業務委託基本仕様書（以下「仕様書」という。）」に基づき、提案者の業務手法及び優位性を分かりやすく記載した企画提案書を作成してください。

なお、企画提案書はそれぞれ、A4版・横型・横書き・20枚（最大40頁。表紙及び目

次の頁数含む) 以内・左上1箇所綴じの印刷物としてください。

評価の公平性を保つため、企画提案書及び周遊企画（謎解き、スタンプラリー等）の実績は提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ、製品名等）を含まないよう作成してください。

■ 企画提案書には、仕様書 4業務内容に基づき次に掲げる項目を明記してください。

- ① 全体の考え方・コンセプト
- ② 周遊企画の内容、データ収集
- ③ 広報宣伝計画
- ④ 観光PRブースでのPR内容（イメージ図）、実施日
- ⑤ 実施体制及びスケジュール

5 契約候補者の選定方法等

(1) 契約候補者の選定

契約候補者は、次の手順により選定します。

ア 本市が設置する「岐阜市戦国観光プロモーション業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が定めた評価基準に基づき、審査委員会において、提案内容に係るプレゼンテーションを実施し、企画提案書内容及び見積金額を評価項目ごとに採点します。

イ 審査委員会の決定した合計点数の高い順に順位を決定します。同点の場合は、審査委員会の各委員の評価ごとに最も多く1位票を獲得した提案者を優位とします。1位票が同数の場合は、その中から2位票の多い提案者を、さらに2位票が同数の場合は、3位票の多い提案者を優位とします。

ウ イで決定した順位が1位の提案者を契約候補者、2位の提案者を次点契約候補者として選定します。

エ 契約候補者選定後、本市と契約候補者は、仕様書等の内容を協議し、業務内容を確定した上で、岐阜市契約規則（昭和39年岐阜市規則第7号）その他法令等の定めるところにより契約を締結する予定です。

ただし、契約候補者が決まった後に、当該契約候補者に本プロポーザルにおいて失格事項又は不正と認められる行為が判明したこと等により、契約締結が不調となった場合は、次点契約候補者と契約締結の交渉をします。

(2) プレゼンテーションの概要（書類審査となる場合もあります。）

ア 開催日時

令和5年6月上旬（予定）

※ 詳細な日時は、参加者に別途連絡します。

イ 開催場所

岐阜市役所内（予定）

※ 詳細は、参加者に別途連絡します。

ウ 開催内容

① 持ち時間は、企画提案15分以内、質疑応答10分程度とします。

※ 但し、参加者数によっては、持ち時間を変更（短縮）する場合があります。

② 出席者は、業務従事者を含む3名以内とします。

③ 順序は、参加表明書の提出の順番とします。

(3) 審査委員会の運営

審査委員会は、委員3名により組織されています。

(4) 評価基準

ア 評価項目に係る配点構成は、別紙「評価項目一覧表」のとおりとします。

イ 「企画提案」の評価点は、次の表のとおり5段階評価とし、それらの評価点に各評価項目の換算値を乗じて得た点数を合計して採点します。

	評価点数
とても優れている	5点
優れている	4点
普通	3点
あまり評価しない	2点
悪い	0点

ウ 「価格評価」は、最高点を10点とし、次の算出式を用いて行います。

$$\text{価格点} = 100 \times ((\text{予定金額} - \text{見積金額}) / \text{予定金額})$$

※小数第2位を四捨五入

エ 審査における最低基準点は、各審査委員の持ち点（100点満点）合計の6割とし、参加事業者の全てがこの基準を満たさない場合は、再度公募を行います。なお、応募事業者が1者の場合は、最低基準点を満たした際に、契約候補者として選定します。

(5) 審査結果の通知及び公表

ア 審査結果は、速やかに参加者宛てに文書にて通知します。なお、電話等による問合せには応じません。

イ 審査結果は、岐阜市ホームページで公表します。なお、審査結果において契約候補者については提案者名と点数を明らかにし、その他の提案者については匿名で点数を公表します。

ウ 審査結果に対しての異議申立て等は、受け付けません。

6 プロポーザル参加に関する留意事項

(1) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格となります。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 提出期限内に所定の書類を提出しなかった場合

ウ 経費見積書において見積額が予定価格を超えている場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ この実施要領、関係法令及び担当者が指示した事項に違反する場合

(2) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた

事象に係る責任は、全て提案者が負うものとします。

(3) 費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用等は、参加者の負担とします。

7 事務局

岐阜市役所 ぎふ魅力づくり推進部 観光コンベンション課

担当：後藤、中村

電話：058-265-4141（内線3030）

058-265-3984（直通）

メールアドレス：kankou@city.gifu.gifu.jp

別紙 評価項目一覧表

評価項目	評価視点		評価点	換算値	配点
企画提案	全体の考え方 ・コンセプト	・全体を通して、業務目的を理解した提案となっているか。	5	×2.0	10点
	周遊企画	・NHK大河ドラマ「どうする家康」による盛り上がりを活かし、本市の戦国観光の魅力を体感できる内容となっているか。 ・コンセプトに沿った適切な観光スポットが選定されているか。 ・エンターテインメント性があり、高い満足度が期待できる仕組みとなっているか。 ・デジタル技術を取り入れた参加の仕組みとなっているか。 ・本市ならではの魅力的な景品を設定しているか。	5	×8.0	40点
	データ収集と分析	・アンケート等を通じて、参加者のデータを効率的に収集し、分析できる仕組みとなっているか。	5	×1.0	5点
	広報宣伝	・事業目的を捉えた効果的な広報宣伝計画となっているか。	5	×4.0	20点
	観光PRブースの設置及びPR	・PR方法は、周遊企画を周知し、参加意欲を喚起するための効果的な内容及び日程となっているか。	5	×1.0	5点
	実施体制	・事業運営にあたり必要かつ十分な人員体制が計画されているか。 ・各工程が無理なく計画され、適切なスケジュールが組まれているか。 ・類似の事業に携わり、十分な実績をあげているか。	5	×2.0	10点
価格評価	価格点	予定価格に対し妥当であるか。 $100 \times ((\text{予定価格} - \text{見積金額}) / \text{予定価格})$ ※小数点第2位を四捨五入。 ※価格点の上限は10点とする。			10点
合計					100点